

令和6年度から臨床研修を開始する研修医の定員について

1 趣旨

臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めるにあたり、医師法第16条の3に基づき、地域医療対策協議会の意見を聴くもの。

医師法第16条の3

- 都道府県知事は、第三項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、あらかじめ、その内容について厚生労働大臣に通知しなければならない。
- 都道府県知事は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。

2 本県の募集定員上限

118人（令和4年12月5日付厚生労働省事務連絡）

3 臨床研修病院ごとの定員

各基幹型臨床研修病院の希望定員等を踏まえ、以下のとおり定める。

No.	基幹型 臨床研修病院	令和6年度 募集定員	令和5年度 募集定員	令和4年度 研修開始者
1	宮大附属	50	50	13
2	県立宮崎	26	25	20
3	県立延岡	6	6	6
4	県立日南	10	10	4
5	古賀総合	3	3	2
6	宮崎生協	4	4	4
7	藤元総合	5	5	1
8	宮崎市郡	2	2	1
	合計	106	105	51